

さ情審査答申第32号
平成19年2月7日

さいたま市教育委員会
委員長 緒方 恭子 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保 夫

答 申 書

平成18年8月24日付けで貴職から受けた、行政不服申立てに対する決定書又は裁決書ただし、2005年4月1日以降決裁分（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

さいたま市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、本件対象行政情報につき、非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年8月4日付け教管教総第875号により、教育長が行った本件処分について、さいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義により決定することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 行政手続の透明性、明確性、公正性、効率性及び効果性の観点から、情報公開請求に対する公開決定等の権限を教育長へ事務委任すべき積極的な政策的理由及びメリットは特に存在しない。教育長は、公開決定等の権限が委任されている根拠として、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号。以下

「教育長事務委任規則」という。)に基づくとしている。しかし、その規則制定方式が現行の方式で良いのかという点について、理由説明書の中では教育長は何ら説明をしてない。他自治体の例では、教育長に対する事務委任ができる事項について、限定的に列挙している例もある。合議制の機関である教育委員会で、公開請求に対する決定を行うことは実質的に難しいという意見もあるが、専決処分により行うことが可能であり、教育委員会と市民を近づけるという意味でも、事務委任より専決の方が望ましい形である。

- (2) 個別具体的な明文の根拠規定を欠く事務委任は無効であり、現行の制定方式では、教育長にどの事務が委任されているか明確でない。明確であるといえるためには、個別具体的な委任事項が定められている必要がある。条例において実施機関は教育委員会となっており、条例施行規則様式第2号「行政情報公開決定通知書」等の名義欄は「実施機関名」となっているにもかかわらず、権限が教育長に委任され、教育長の名義で公開決定等を行う根拠が明確ではない。教育委員会会議で、公開決定等の権限について教育長に委任することを、いつどのようにして定めたかということも明らかではない。
- (3) 教育長が行った公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立ては、教育委員会に対する審査請求となるが、処分庁（教育長）が審査庁（教育委員）を構成しているので、公正な審査請求手続きが成立し得ない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 教育委員会の権限に属する事務の一部については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第26条第1項の規定により、教育委員会は規則で定めるところにより、教育長に委任することができるものとされている。さいたま市においても、教育長事務委任規則を制定し、当該規則に基づき、教育行政の基本方針、学校その他の教育機関の設置及び廃止、予算その他議会の議決を経るべき議案、教育委員会規則の制定又は改廃等の同規則第2条各号に規定されている事項以外の事務については、教育長に委任し、教育長が執行している。さいたま市情報公開条例に基づく情報公開請求に対する公開等の決定についても、教育長事務委任規則に基づき教育長に委任をしている。

- 2 教育委員会は合議制の機関であり、日々執行している教育行政の全てを行うことは実態的に不可能である。教育長に対する事務委任については、地方教育行政法で定めるところであり、教育行政の基本方針などの重要事項を教育委員会において担任することとし、一方で、日常的に行われる教育行政を教育長に委任している。このことは、役割分担の明確化、事務の効率化の面からも有益である。教育委員会から教育長への事務委任に関しては、教育長事務委任規則により定めており、事務委任の根拠規定は明確である。
- 3 審査請求に対する裁決については、教育長には事務委任はされておらず、教育委員会において裁決を行う。処分を行った教育長も、教育委員会の委員ではあるが、教育委員会は6人の委員による合議制の機関であり、地方教育行政法第13条第3項の規定によりその議決は出席委員の過半数で決すると規定されており、審査請求においても公正な審査請求手続きが可能である。

第4 審査会の判断の理由

- 1 要するに、本件審査請求の趣旨は、請求人による「行政不服申立てに対する決定書又は裁決書 ただし2005年4月1日以降決裁分」の公開請求に関し、教育長が「当該行政情報は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。」とした非公開決定について、請求人は、理由を掲記のうえ、かかる行政情報の公開請求についての処分は、教育長ではなくて教育委員会が取り扱うべきであるとして、その不当、違法を言うのである。
- 2 しかしながら、地方自治法は、第180条の8において、教育委員会の職務権限につき規定し、また地方教育行政法は、その第23条で教育委員会の職務権限を定め、その第26条において「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」旨を定めており、これを承けた教育長事務委任規則は、第2条において、掲示する特定事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する旨規定しており、本件処分は、これら法令により権限委任を受けた教育長の行政行為であることが認められる。

確かに、教育長への委任事項としては、具体的に列挙されてはいないけれども、要は規定における形式、表現方法の差異にあることであって、何が委任事項か分明を欠くとか、委任事項そのものが不明確とはいえない。

なお、事務委任より専決の方が望ましいとか、教育長が委員として参画する同委員会のもとでは、その処分に公正さが保たれないとの趣旨の請求

人の主張は、帰するところ、前者は、事務委任に関する規則制定の内容に関する意見をいうものであり、後者は、教育長のなした本件処分に関する事務委任規定の不当性ないし違法性をいうものと解されるところ、本審査会は、かかる意見の是非や規定の不当性ないし違法性を判断する権限を有さないものと解する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年 8月24日	諮問の受理
②	同 年 9月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月21日	審議
④	同 年 10月17日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同 年 10月19日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月13日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 12月21日	審議
⑧	平成19年 1月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)